

## 大分県立病院臨床倫理委員会規程

### (設置)

第1条 大分県立病院（以下「本院」という。）において医療者の倫理及び本院が行う医療者の倫理についての審議を要する医療行為等（以下「臨床倫理等」という。）について、倫理的、科学的観点から調査・審議するため、大分県立病院臨床倫理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (組織)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 院長又は副院長
  - (2) 看護部長
  - (3) 福祉に係る知識を有する者
  - (4) 当院の医師 5名以内
  - (5) 当院の看護師又は医療技術職員 3名以内
  - (6) 学識経験者 3名以内
- 2 委員は、院長が委嘱し、又は任命する。

### (委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、院長又は副院長の職にある者を充てる。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故ある時は、委員長が予め指定した委員がその職務を代理する。

### (審査申請)

第5条 臨床倫理等について審査を受けようとする者は、臨床倫理審査申請書（様式第1-1、ただし、説明書・同意書の審査については様式第1-2）により委員長に申請しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、第6条第1項(4)及び(5)に係る問題、疑問等の相談については、口頭により事務局総務経営課総務班総括（以下「総務班総括」という。）に相談するものとする。

相談を受けた総務班総括は、その都度、委員長及び副委員長と協議を行うものとし、委員長は協議結果を踏まえ、委員会の開催の可否を含む決定を行うものとする。

### (審査事項等)

第6条 委員会は、前条により申請された事項について審査を行うものとし、審査に当たっては、特に次の各号に掲げることの妥当性に留意しなければならない。

- (1) 対象者の人権の擁護
- (2) 対象者に理解を求め同意を得る方法
- (3) 対象者の利益及び不利益並びに危険性、又は医学上の貢献の予測
- (4) 患者、家族及び職員における臨床倫理等に係る問題
- (5) 患者、家族及び職員からの臨床倫理等に係る疑問

(会議)

第7条 委員会は、学識経験者を含む委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。ただし、迅速な審査を要する審査申請として委員長が認める場合は、学識経験者を含む委員の2分の1以上の出席により会議を開催できるものとする。

2 委員のうち学識経験者については、委員会の出席ができない場合で、かつ委員長が必要と認める場合には、書面により審査申請に対する意見を延べることができるものとする。

3 委員会の求めに応じ、申請者（主治医他の医療従事者を含む。）は、委員会に出席し、申請内容を説明し意見を述べるとともに、委員からの質問等があった場合はこれに答えなければならない。

4 審査の判定は、出席委員全員の合意によるものとし、次の各号に区分する表示により行う。

- (1) 承認
- (2) 条件付承認
- (3) 変更の勧告
- (4) 不承認
- (5) 保留
- (6) 非該当

(委員以外の者の意見聴取)

第8条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(審査結果の通知)

第9条 委員長は、当該申請に係る委員会審査が終了したときは、臨床倫理委員会審査結果通知書（様式第2）により速やかに申請者に審査結果を通知しなければならない。

2 前項の場合において、委員長は、審査結果が第7条第3項第2号から第6号と判断したときは、その条件及び不承認の理由等を付して通知しなければならない。

(会議の公開)

第10条 委員会が必要と認めたときは、会議を公開することができる。

2 審査経過及び判定は、記録として保存し、委員会が必要と認めたときは公開することができる。

3 前項の記録の保存期間は20年とする。

(事務)

第11条 委員会の事務は、事務局総務経営課において行う。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に当たって必要な事項は、委員会において別に定める。

附 則

この規程は、平成25年5月14日から施行する。

この規程は、平成26年2月19日から施行する。

この規程は、平成27年8月11日から施行する。

臨床倫理委員会審査申請書

年 月 日

大分県立病院臨床倫理委員会委員長 殿

申請者  
 診療科部名 \_\_\_\_\_  
 部長名 \_\_\_\_\_ 印

※ 受付番号 \_\_\_\_\_

1	審査対象	A 医の倫理	B 医療行為	C 出版公表原稿	D その他
2	課題名等				
3	主治医または医療従事者等				
	診療科部名	職名	氏名		
4	関係医師または医療従事者等				
	診療科部名	職名	氏名		
5	臨床倫理に関する事項の概要				
6	臨床倫理に関する事項の対象者及び実施場所				

7 倫理的配慮について (I ~ III は必ず記載すること)

I 対象者の人権上の問題

II 対象者に理解を求めかつ同意を得る方法

III 対象者の利益及び不利益並びに危険性、又は医学上の貢献の予測

IV 病院内関係部署との連携

IV その他

# 臨床倫理委員会審査申請書（説明書・同意書）

年 月 日

大分県立病院臨床倫理委員会委員長 殿

申請者  
診療科部名 \_\_\_\_\_  
部長名 \_\_\_\_\_ 印

※ 受付番号 \_\_\_\_\_

1	説明書・同意書の区分 A 新規      B 既存様式の修正      C 既存様式の修正（形式のみ）
2	担当医師名 診療科部名    職名    氏名
3	対象となる医療行為の名称及び概要

※1 審査対象が複数ある場合は区分毎にまとめて記載可

※2 「1 説明書・同意書の区分」が「C 既存様式の修正（形式のみ）」の場合は、  
「3 対象となる医療行為の名称及び概要」欄には名称のみの記入で可。

臨床倫理委員会審査結果通知書

年 月 日

申請者

部長

殿

大分県立病院臨床倫理委員会委員長

受付番号

課題名等

主治医又は医療従事者

上記のことについて、 年 月 日の委員会で審査し、下記のとおり判定をしたので通知します。

記

判定	1 承認	2 条件付承認	3 変更の勧告
	4 不承認	5 保留	6 非該当
理由			